

日本ダンス議会（JDC）中部総局昇降級規定

- 1 日本ダンス議会（JDC）中部総局における昇降級を次のように規定する。
- 2 本総局所属の選手の昇級につき昇降級審議委員会は次の基準により審議する。

(1) 各級昇級基準

イ ノービス級よりD級

ノービス級競技会において下記の成績を得たとき即日D級に昇級する。ただし、同日に2種目以上の競技会が行われたとき、各種目の昇級資格者が重複しても、次点者を取らない。（上位級との混合競技会の場合は、同級選手のみのカウントとする。）

出場組数	成績	昇級組数（20%）
1組～7組	1位	1組
8組～12組	1位～2位	2組
13組～17組	1位～3位	3組
18組～22組	1位～4位	4組
23組～27組	1位～5位	5組
28組以上	1位～6位	6組

ロ D級よりC級

D級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がボールルーム10点、ラテン10点に達したときC級に昇級する。

ハ C級よりB級

C級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がボールルーム20点、ラテン15点に達したときB級に昇級する。

ニ B級よりA級

B級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がボールルーム25点、ラテン20点に達した選手は、その年の末に審議の上、A級への昇級資格を与えることができる。

(2) 下位の選手が上級競技会に挑戦し、点数を得た場合はその選手の持ち点に加算する

(3) JDCメイン競技会において、以下のように昇級得点与える。

イ 日本ダンス議会本部主管の全日本級競技会で中部総局が認めたものにおいて、B級以下の選手が出場した場合には1点の昇級得点を与える。そして、D級、C級選手が1次予選を、B級選手が2次予選を通過した場合、5点を与え、さらに、次ラウンド通過する毎に5点ずつの昇級得点与える。

ロ 日本ダンス議会本部主管の全日本級競技会で中部総局が認めたものにおいて、ライジングスター戦、及び総局主幹の全日本選手権級競技会において、D級、C級選手が1次予選を、B級選手が2次予選を通過した場合、2点を与え、さらに、次ラウンド通過する毎に2点ずつの昇級得点与える。

ハ イ及びロは、選手の自己申告により昇級得点を与える。

別表1

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
1組～5組	4						
6組～10組	5	4					
11組～20組	6	5	4				
21組～30組	8	6	5	4			
31組～40組	10	8	6	5	4		

